

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 都賀地域づくり推進課

許認可等の内容		栃木市つがスポーツ公園利用に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市つがスポーツ公園管理規則第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市つがスポーツ公園管理規則第5条、第6条、第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 令和3年4月1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市つがスポーツ公園管理規則抜粋 (行為の制限)</p> <p>第5条 つがスポーツ公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、露天商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのためにつがスポーツ公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所又は施設、内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可に係る事項を変更しようとするときは、当該変更事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、つがスポーツ公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 市長は、つがスポーツ公園の管理上必要があると認めるときは、第1項又は第3項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第6条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は利用の許可を受けた施設備品を転貸してはならない。</p> <p>2 つがスポーツ公園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>	

- (1) つがスポーツ公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木等を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 広告等を表示すること。
- (6) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車若しくは停車をすること。
- (7) つがスポーツ公園をその用途以外の用途に利用すること。

(利用の制限)

第7条 市長は、つがスポーツ公園の利用が危険であると認めた場合は、利用者の危険を防止するため、区域を定めてその利用を禁止し、又は制限することができる。